



2010年度
金融窓口サービス技能検定・学科試験

1級
金融商品コンサルティング業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編(金融商品コンサルティング業務)から構成され、問題数は共通編20問(×式10問, 四答択一式10問)と選択科目編30問(四答択一式15問, 語群選択式(四肢)15問)の計50問です。
3. 筆記用具, 計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については, 特に指示のない限り, 2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は, 乱丁・落丁, 印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは, すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他, 試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には, 試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後, 試験監督者が解答用紙を回収しますので, 着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降, 当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/telar/list/telar/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか, 当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

共通編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
 - ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 = 独占禁止法
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

- (1) 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻した場合に、すでに支給が開始されている個人年金保険の年金額は、年金開始時の年金原資が確定しているため、減額されることはない。
- (2) 通知預金は、法人、個人を問わず預け入れることができ、通知預金規定上、一般に預入日から7日間の据置期間が定められているが、その後はいつでも解約可能であるとされており、資金が必要になった場合すぐに払い戻すことができる。
- (3) 「任意後見契約に関する法律」に基づく任意後見契約によって任意後見受任者となった者には、任意後見契約の締結と同時に代理権が与えられるため、金融機関が取引を行う場合は、本人ではなく、任意後見受任者を相手として取引を行う必要がある。
- (4) 不動産投資信託(J-REIT)の上場にあたっては、金融商品取引所が定める一定の要件を満たす必要があり、東京証券取引所の基準では、「運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率が50%以上となる見込みのあること」、「運用資産等の総額に占める、不動産等、不動産関連資産および流動資産等の合計額の比率が、上場の時までに75%以上となる見込みのあること」、「純資産総額が、上場の時までに5億円以上となる見込みのあること」などの要件が定められている。
- (5) 源泉徴収ありの特定口座内において行う上場株式等の譲渡による損益については、原則として確定申告は不要であるが、他の特定口座の譲渡損益と通算する場合や、譲渡所得の損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得とを通算する場合、また、上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除の特例の適用を受ける場合等には、確定申告が必要となる。
- (6) 終身保険は、保険期間を限定せず、一生涯保障が続く生命保険であり、被保険者が死亡したときまたは高度障害状態になったときに保険金が支払われる。終身保険には、特約として定期保険を付加した定期保険特約付終身保険があり、働き盛りの保障を手厚くしたいというニーズに対応している。
- (7) 外貨預金は、円を外貨に換えて預け入れる場合、預入れ時と解約時の為替相場(仲値)が同一であれば、円ベースで元本を割る余地はない。

- (8) 債券の信用リスクとは、発行体の倒産等により元利金の全部または一部が支払われなくなる等のリスクをいい、発行体の所在する国に係るカントリーリスクも信用リスクの一種であるといえる。
- (9) 金融商品販売業者等が、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ勧誘方針を定めなければならないが、この勧誘方針には、勧誘の適正の確保に関する事項として、照会・苦情の受付窓口の連絡先および社内研修体制の整備について記載しなければならないことが、金融商品販売法において明記されている。
- (10) 金融商品取引業者等は、投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、特定投資家を含むすべての顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行う必要がある。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) 預金保険制度について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 預金保険は、預金者が国内の金融機関に預金するだけで自動的に付保され、保険料は各金融機関が毎年預金保険機構に納付し、預金者が特段の手続をとる必要はない。
2. 決済用預金を除く預金等については、金融機関ごとに名寄せされ、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までが保護の対象となるが、これに対する利息は保護されない。
3. 外貨預金は預金保険の対象とならないが、円建預金であれば、外国銀行在日支店等に預け入れられた預金も国内金融機関の預金と同様に預金保険の対象となる。
4. 金融機関破綻時の預金者保護の方式としては、破綻金融機関を救済する金融機関が預金を引き継いで払戻し等を行う方式がとられ、預金保険機構が預金者へ保険金を直接支払う方式がとられることはない。

(12) ゆうちょ銀行の定期貯金について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. ゆうちょ銀行の定期貯金は、預入金額が1,000円以上1,000円単位であり、預入期間は1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年のいずれかを選ぶことができる。
2. ゆうちょ銀行の定期貯金の金利は、預入期間1年未満は単利、1年以上は半年複利で計算される。
3. ゆうちょ銀行の定期貯金を預入期間内に払戻しする場合の利息は、満期までの約定利率で約定利息額を算出したうえで、日割計算による未経過期間相当の利息が控除される。
4. ゆうちょ銀行の定期貯金は、預入期間経過後に、同じ預入期間の定期貯金に自動継続することができるが、自動継続扱いの対象は元金のみであり、利息は通常貯金に自動預入される。

(13) 制限行為能力者との取引について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 未成年者AがX金融機関を貸主とする500万円の金銭消費貸借契約を締結するには、原則として法定代理人の同意を要するが、法定代理人がAの両親である場合には、どちらか一方の同意で足りる。
2. 未成年者Bの親権者CがX金融機関から500万円を借り入れるにあたって、CがBに代わって、Bを連帯保証人とする保証契約をX金融機関との間で締結した場合、この契約は無効である。
3. 成年被後見人Dが、成年後見人Eの同意のもとに、X金融機関を貸主とする1,000万円の金銭消費貸借契約を締結した場合、原則としてその契約は取り消すことができる。
4. 被保佐人Fが、保佐人Gの知らぬ間にX金融機関を貸主とする1,000万円の金銭消費貸借契約を締結した場合、その契約は取り消すことができる。

(14) MMFとMRFについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. MMFの購入単位は1万円以上1円単位であるが、MRFの購入単位は1円以上1円単位である。
2. MMF, MRFは、いずれも実績分配型の投資信託であるが、一般にMRFのほうがMMFよりも利回りが高い。
3. MMF, MRFは、いずれもいつでも解約することができるが、MMFについては、購入後一定期間内に解約した場合、1万口につき10円の信託財産留保額が徴収される。
4. MMF, MRFの収益分配金は、1円単位で毎日計上され、分配金に係る税金を差し引いたうえ、毎日、自動的に再投資される。

(15) 国内公募株式投資信託の中途換金時の課税について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 公募株式投資信託を解約請求の方法により中途換金し、解約益が生じた場合には、株式等の譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率で課税される。
2. 公募株式投資信託を買取請求の方法により中途換金し、譲渡益が生じた場合には、株式等の譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率で課税される。
3. 公募株式投資信託を解約請求の方法により中途換金し、解約損が生じた場合には、上場株式等の譲渡損失として、他の株式等の譲渡益から控除することができる。
4. 公募株式投資信託を解約請求の方法により中途換金し、解約損が生じた場合には、すべての株式等の配当所得と通算することができる。

(16) 固定利付債券に係る債券価格の変動要因について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、市場金利が上昇すると債券価格は下落し、市場金利が下降すると債券価格は上昇する。
2. 一般に、満期が同じであれば、クーポンが高いほど市場金利変動時の債券価格の変動が大きく、クーポンが低いほど市場金利変動時の債券価格の変動が小さい。
3. 一般に、物価が下落すると債券価格は上昇する傾向があり、物価が上昇すると債券価格は下落する傾向がある。
4. 一般に、公共投資等により国債発行が増加すると債券価格は下落する傾向があり、緊縮財政等により国債発行が減少すると債券価格は上昇する傾向がある。

(17) 変額個人年金保険について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 変額個人年金保険は、積立金を特別勘定で運用し、その運用実績を1カ月分まとめ、毎月、積立金に反映する仕組みになっている。
2. 変額個人年金保険は、保険業法上の特定保険契約に該当し、原則として、その販売にあたっては金融商品取引法の行為規制が準用される。
3. 変額個人年金保険は、年金支払開始時までには特別勘定で運用されるが、年金支払開始後は、一般勘定で運用されるものと、引き続き特別勘定で運用されるものとの2つのタイプがある。
4. 変額個人年金保険は、一般に、複数の特別勘定で運用され、契約者が特別勘定に繰り入れる資金の割合を指定・変更できる商品もある。

(18) 国内金融機関に預け入れられた外貨預金に対する課税について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 外貨預金の利息は、円貨建ての預金の利息と同様、利子所得として源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）の対象となる。
2. 外貨預金の預入時に先物為替予約を締結せず、満期時の元本と利息の円貨受取額を確定させなかった場合、満期時に元本について生じた為替差益は、雑所得として総合課税の対象となる。
3. 外貨預金の預入時に先物為替予約を締結し、満期時の元本と利息の円貨受取額を確定させた場合、満期時に元本について生じた為替差益は、雑所得として源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）の対象となる。
4. 外貨預金の満期時において為替差損が生じた場合、確定申告することで、他の各種所得と損益通算することができる。

(19) 金融商品販売法、金融商品取引法、消費者契約法それぞれの違反の効果について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等は、顧客に対し断定的判断の提供等を行ったときは、金融商品販売法違反として、同法に基づく業務改善命令などの行政処分を受けることがある。
2. 金融商品取引法は金融商品取引業者等に対する行為規制を定めており、金融商品取引業者等が同法に違反する行為を行ったことにより顧客が損害を被ったとしても、顧客は同法に基づき、当該金融商品取引業者等に対して損害賠償請求を行うことはできない。
3. 事業者の不実告知等の消費者契約法に違反する行為があった場合、個人の顧客（個人事業主を除く）は、同法に基づき、事業者に対して損害賠償請求を行うことができる。
4. 金融商品販売法、金融商品取引法、消費者契約法は、それぞれ適用場面が異なり、1つの行為について、2つ以上の法律が重複して適用されることはない。

(20) デリバティブ取引の契約締結前交付書面において記載すべき事項について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 顧客から手数料等を徴収する方法は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれる。
2. 当該デリバティブ取引に関する主要な用語は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれない。
3. 当該デリバティブ取引に関する租税の概要は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれる。
4. 当該デリバティブ取引等に基づき発生する債務の履行の方法および当該デリバティブ取引等を決済する方法は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれる。

金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
 - ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 = 独占禁止法
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) 金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の定める金融機関における個人情報の保護について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. アンケート集計に利用する目的であることを顧客に明示して取得した個人情報を、商品案内の郵送に利用する場合には、改めて本人の同意を得る必要はない。
2. 弁護士法に基づく弁護士会の照会に応じて個人データを提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。
3. 振り込み詐欺に利用された口座に関する情報を金融機関間で共有する場合で、本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。
4. 金融機関は、与信業務に際して、顧客と契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示するだけでなく、利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得ることが望ましい。

(22) 日経平均株価について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 日経平均株価は、東京証券取引所市場第1部上場銘柄から流動性・業種等のバランスを考慮して選ばれた225銘柄を対象としている。
2. 日経平均株価は、構成銘柄の株価を、原則として50円額面に換算し、額面換算した株価の合計を除数によって除することにより算出される。
3. 日経平均株価は、構成銘柄の入れ替えや株式分割などの場合、除数やみなし額面を変更して、指数の連続性を保つようにしているため、過去から現在までの相場の動きの分析を行うことができる。
4. 日経平均株価は、時価総額の大きい銘柄の株価の値動きの影響を受けやすく、株価水準の高い銘柄(値がさ株)の株価の値動きの影響を受けにくいという特徴がある。

(23) X金融機関の資産運用相談担当者Aが、顧客Bに行った投資信託の基準価額に関する説明について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 「株式投資信託では、より多くの投資家がファンドを購入すれば、基準価額は上昇し、より多くの投資家がファンドを売却すれば、基準価額は下落します」
2. 「上場不動産投資信託の投資口は、証券取引所においては、投資しているオフィスビルなどの不動産の地価等から求められた基準価額で売買されます」
3. 「外債ファンドでは、投資対象の債券の現地通貨建ての価額が変化しない場合であっても、通常、為替相場が円高になれば基準価額の下落要因となり、円安になれば基準価額の上昇要因となります」
4. 「株式投資信託では、普通分配金が支払われた場合に基準価額が下落しますが、特別分配金が支払われた場合に基準価額は下落しません」

(24) 金融商品取引法上の金融商品取引業者等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等には、銀行や保険会社など登録金融機関も含まれる。
2. 金融商品取引業者とは、金融商品取引業を行うことについて内閣総理大臣への届出を行った者をいう。
3. 金融商品取引業の種別として、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業が規定されている。
4. 金融商品取引業は、従来の証券業や投資顧問業などを包摂するものとして規定されている。

(25) 金融商品取引業者等の外務員の登録制度等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は、「退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき」に該当するため、金融商品取引業者等は内閣総理大臣への届出義務を負う。
2. 金融商品取引業者の店内業務に従事する者のうち、勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明の業務を行う者は、外務員登録原簿への登録を要しない。
3. いわゆる集団投資スキーム持分の取引を媒介する行為は、外務員登録原簿に登録されていない者であっても行うことができる。
4. 外務員は、その所属する金融商品取引業者等に代わって、外務員の職務に関し、裁判上の行為を含めた一切の行為を行う権限を有するものとみなされる。

- (26) 金融商品販売法上の重要事項の説明義務等について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 顧客が、東京証券取引所に上場している企業である場合、一般に、金融商品に関する知識が豊富であるため、当該顧客に対しては、いかなる場合も重要事項について説明する必要はない。
 2. 顧客が、金融商品販売法上の特定顧客に該当する場合であっても、重要事項について説明を要しない旨の意思の表明がない以上、重要事項について説明をしなければならない。
 3. 個人である顧客は、誰であっても、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに自己を特定投資家として扱うよう求めることができる。
 4. 顧客から、重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があった場合は、重要事項についての説明義務は免除される。この場合の意思の表明の方法については、法律上は、特に定められていない。

- (27) 損害保険募集人について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 損害保険募集人はすべて、保険業法の定めるところにより内閣総理大臣の登録を受けなければならない。
 2. 損害保険募集人の業務内容は、保険仲立人の業務内容と共通することが多いため、保険業法は、顧客に所属保険会社等に関する一定の事項を説明することを条件として、損害保険募集人が保険仲立人を兼業することを認めている。
 3. 保険業法上、損害保険募集人とは、損害保険会社の役員や使用人、損害保険代理店をいい、損害保険代理店の役員や使用人はこれに含まれない。
 4. 損害保険代理店の使用人が保険契約の申込みの受領のみを行う場合であっても、損害保険代理店は、その使用人の氏名および生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- (28) 消費者契約法における取消権について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融機関が、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、それにより顧客が誤認をして契約の申込みの意思表示をした場合において、当該顧客が個人であっても、消費者契約法による取消権を行使できない場合がある。
 2. 消費者契約法における取消権が行使された場合、契約は初めから無効であったものとみなされる。
 3. 事業者が、金融商品取引契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対し、当該金融商品に関する重要事項について事実と異なることを告げたが、当該消費者において告げられた内容が事実であるとの誤認をしなかった場合であっても、当該消費者は、当該勧誘に基づいてした消費者契約の申込みの意思表示を取り消すことができる。
 4. 事業者が、消費者の退去要請を無視して消費者の住居から退去しなかったことにより、消費者が困惑し、それによって消費者契約の申込みの意思表示をしたときは、消費者は当該意思表示を取り消すことができる。

(29) 銀行が行う特定預金等契約に係る契約締結前交付書面について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 特定預金等契約に係る契約締結前交付書面には、預入期間の中途での解約時の取扱いを記載する必要がある。
2. 特定預金等契約に係る契約締結前交付書面には、金融商品取引業者等である旨および当該金融商品取引業者等の登録番号を記載する必要がある。
3. 銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等では、その権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨を、契約締結前交付書面に記載する必要がある。
4. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合には、その旨、当該指標や当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由を、契約締結前交付書面に記載する必要がある。

(30) 金融機関が顧客に対して個人向け国債を販売する際の説明等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 国債は、国が発行し、利子および元本の支払（償還）を行う債券であるため、個人向け国債の販売は、金融商品販売法にいう「金融商品の販売」には該当せず、金融商品販売業者等には、金融商品販売法上の重要事項の説明義務はない。
2. 個人向け国債を購入する場合の最低額面金額は1万円であり、1万円の整数倍で購入できる。また、購入金額の上限は「個人向け国債・変動10年」、「個人向け国債・固定5年」各々1個人当たり1,000万円までである。
3. 「個人向け国債・固定5年」の金利の下限は0.1%であり、「個人向け国債・変動10年」の金利の下限は0.05%であるが、金利の上限については定めがない。
4. 「個人向け国債・変動10年」は、第2期利子支払日（発行から1年経過）以後であれば、原則としていつでも、口座を開設している取扱機関で、一部または全部を中途換金することができ、その場合の換金金額は、「額面金額 + 経過利子相当額 - 直前2回分の各利子（税引前）相当額 × 0.8」となる。

(31) 適合性の原則について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 適合性の原則は、ある特定の投資家に対しては、いかに説明を尽くしても、一定の商品の販売・勧誘を行ってはならないとの考え方を含むものである。
2. 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は、顧客への説明に際して適合性の原則に違反したというだけで、直ちに顧客に対する損害賠償義務を負担することになるわけではない。
3. 金融商品取引法では、従前の証券取引法と比較して、適合性の原則の要件として、顧客の知識、経験および財産の状況のほかに、「金融商品取引契約を締結する目的」が追加されている。
4. 金融商品販売法に基づく説明義務は、金融商品ごとに客観的に定まる重要事項を対象としており、顧客ごとに当該顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものであることは要求されていない。

(32) 損失補てん等の禁止について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引法は、金融商品取引業者等が顧客に損失補てん等の申込みをする行為を罰則の対象としているが、顧客が金融商品取引業者等に対し、損失補てんを要求したものの、約束させるに至らなかった場合も罰則の対象としている。
2. 一定の要件を満たす事故による損失を補てんする場合には、損失補てん等が許容されるが、この場合、金融商品取引業者等と顧客とのなれ合いによって損失を補てんする弊害が生じうるため、損失が事故に起因するものであることについて、必ず、事前に内閣総理大臣の確認を受けなくてはならない。
3. 金融商品取引法上、顧客には、金融商品取引業者等に対して、顧客に生じた損失が事故に起因するものであることについて内閣総理大臣の確認を受ける手続をとるよう請求する権利が認められている。
4. 日本証券業協会の自主ルール上、顧客の損失を補てんする目的で、同一銘柄の公社債の店頭取引において、顧客に有利となり金融商品取引業者に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引は、行ってはならないものとされている。

(33) 金融商品取引法の次の規定のうち、銀行法により、銀行が行う特定預金等契約の締結について準用されないものはどれか。

1. 損失補てん等の禁止
2. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止
3. 適合性の原則
4. 特定投資家に対して、自己を一般投資家として取り扱うよう申し出ることができる旨を告知する義務

(34) 金融商品取引業者等がその業務に関して取得した顧客情報の適正な取扱いについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、個人顧客に関する情報の漏洩が発生した場合には、当局への報告を行わなければならないが、トラブルの拡大を防ぐため、対象となった個人顧客に対する連絡は求められていない。
2. 個人顧客に関する情報と異なり、法人顧客に関する情報は個人情報保護法上の個人情報に該当しないため、金融商品取引法および内閣府令においては、法人顧客に関する情報の取扱いについて格別の規制はなされていない。
3. 金融商品取引業者等が、個人顧客に関する情報の取扱いを外部へ委託する場合には、その委託先の監督について必要かつ適切な措置を講じなければならない。
4. 金融商品取引業者等は、個人顧客に関して業務上知りえた公開されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用してはならないが、個人顧客の労働組合への加盟に関する情報はこのような特別の情報には当たらない。

(35) 金融商品取引法における認定投資者保護団体について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 社団法人生命保険協会は、金融商品取引法に基づく認定投資者保護団体として、変額保険・変額年金保険、外貨建て保険・外貨建て年金保険、解約返戻金変動型保険等の取引に係る苦情の解決、争いのある場合のあっせん等の業務を行っている。
2. 日本証券業協会は、金融商品取引法に基づく認定投資者保護団体として、顧客と協会員との間の証券取引等に関する紛争の解決を図るため、金融商品取引法に規定されているあっせん等の業務を行っている。
3. 社団法人日本損害保険協会は、金融商品取引法に基づく認定投資者保護団体として、特定保険契約および店頭デリバティブ取引に係る苦情の解決、争いがある場合のあっせん等の業務を行っている。
4. 認定投資者保護団体は、金融商品取引業者または金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に対する苦情の解決、争いがある場合のあっせんのほか、金融商品取引業の健全な発展または投資者の保護に資する業務も行う。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字
またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [15問]

(36) 債券の金利リスクを測る尺度として、デュレーションがある。デュレーションは、債券投資に係る資金の平均回収期間を表すとともに、金利変動に対する債券の価格変動性を表すものである。平均回収期間についてみれば、デュレーションは、残存期間が同じ債券であれば、クーポンレートが高いものほど(ア)。また、クーポンレートが同じ債券であれば、残存期間が長いものほど(イ)。一方、価格変動性についてみれば、デュレーションが(ウ)ほど、金利上昇局面での債券価格の下落率は大きくなる。

1. ア長い イ短い ウ長い
2. ア長い イ長い ウ短い
3. ア短い イ短い ウ短い
4. ア短い イ長い ウ長い

(37) 日本の輸出の増加は、円の外貨に対する為替相場が(ア)に進む要因の1つであり、(ア)は日本の輸出企業にマイナスの影響をもたらす可能性が高い。また、比較的金利の低い円を借り、その円を外貨に換えて高利回りの外貨建て資産で運用する円キャリートレードが過熱すると、(イ)に進む可能性が高い。なお、インフレ率の高い国の通貨の為替相場は、長期的に見ると(ウ)なる可能性が高い。

1. ア円高 イ円安 ウ安く
2. ア円安 イ円高 ウ安く
3. ア円安 イ円安 ウ高く
4. ア円高 イ円高 ウ高く

(38) 不動産投資信託（J-REIT）は、一般に、不動産を主たる投資対象とする会社型投資信託であり、複数の不動産に分散投資されているため、不動産の個別銘柄への投資に比べてリスクは軽減されているが、元本が保証された商品ではなく、(ア)が存在する。不動産投資信託（J-REIT）は、途中で解約できない(イ)であるが、証券取引所において時価で売却することができるため、不動産への個別投資と比較して(ウ)は軽減されている。不動産投資信託（J-REIT）における不動産の投資主体である(エ)は、金融機関からの借入れ等によっても資金の調達をすることができるが、債務不履行となった場合には、(エ)が倒産し、投資家に元本損失が発生する場合がある。

- | | | | |
|-------------|------------|----------|-----------|
| 1. ア流動性リスク | イオープンエンド型 | ウ価格変動リスク | エ不動産投資法人 |
| 2. ア価格変動リスク | イオープンエンド型 | ウ流動性リスク | エ投資信託委託会社 |
| 3. ア価格変動リスク | イクローズドエンド型 | ウ流動性リスク | エ不動産投資法人 |
| 4. ア流動性リスク | イクローズドエンド型 | ウ価格変動リスク | エ投資信託委託会社 |

(39) 老後における金融資産運用は、安全性が基本であるが、将来インフレによって金融資産が目減りする可能性もあるので、リスクをとりつつ収益性を追求することも求められる。これを金融機関の側からみると、顧客の知識や経験等に関係なく、一律に高齢者にはリスクの高い商品を販売しないというようなことは、(ア)の趣旨に反する。顧客がリスクをきちんと理解し、(イ)に応じた投資金額でハイリスク商品を希望するならば、購入を勧めてもよい。なお、顧客に変額個人年金保険を販売する際には、(ウ)等の作成・交付が必要であるが、(ウ)は顧客のニーズ確認を重視するためのものであることなどの点で、(ア)とは性格・内容が異なる。

- | | | |
|------------|---------|------------|
| 1. ア消費者契約法 | イ年齢 | ウ意向確認書面 |
| 2. ア適合性の原則 | イ年齢 | ウ契約締結前交付書面 |
| 3. ア適合性の原則 | イリスク許容度 | ウ意向確認書面 |
| 4. ア消費者契約法 | イリスク許容度 | ウ契約締結前交付書面 |

(40) 金融商品取引法では、投資家を特定投資家と一般投資家に区分し、この区分に応じて金融商品取引業者等の行為規制を定めている。特定投資家には、(ア)、国、日本銀行のほか、取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が(イ)以上と見込まれる株式会社、(ウ)などが含まれる。

- | | | |
|-------------|------|----------|
| 1. ア適格機関投資家 | イ3億円 | ウ外国法人 |
| 2. ア合同会社 | イ3億円 | ウ外国の個人顧客 |
| 3. ア適格機関投資家 | イ5億円 | ウ外国法人 |
| 4. ア持分会社 | イ5億円 | ウ外国の個人顧客 |

(41) 金融商品販売法上の金融商品販売業者等とは、金融商品の販売等を「業として行う者」をいう。「業として行う」というためには、(ア)が必要であるが、(イ)は要件とされない。一般事業会社が自己の発行する株式、社債を一般の投資家に直接販売する場合は、金融商品の販売等を「業として行う者」に該当(ウ)。

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 1. ア 営利目的 | イ 業法上の登録等 | ウ することがある |
| 2. ア 反復継続して行うこと | イ 業法上の登録等 | ウ しない |
| 3. ア 業法上の登録等 | イ 営利目的 | ウ しない |
| 4. ア 反復継続して行うこと | イ 業法上の登録等 | ウ することがある |

(42) 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」は、金融庁の検査官が、預金等受入金融機関を検査する際に用いる(ア)として位置付けられるものであり、一般的に法的拘束力(イ)とされている。また、「金融商品取引業者等検査マニュアル」は、金融商品取引業者等を対象とする検査マニュアルであり、現在の所管は(ウ)である。

- | | | |
|-----------|-------|--------------|
| 1. ア 手引書 | イ はない | ウ 金融庁 |
| 2. ア 内部規程 | イ がある | ウ 証券取引等監視委員会 |
| 3. ア 内部規程 | イ がある | ウ 金融庁 |
| 4. ア 手引書 | イ はない | ウ 証券取引等監視委員会 |

(43) 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、内閣府令の定める一定の事項を表示しなければならない。ただし、(ア)や、法令等に基づき作成された(イ)は、原則として「広告等」に当たらず、広告等規制の適用はない。また、テレビCMでの広告等については、その(ウ)に関し、特例が設けられている。

- | | | |
|-------------------|-------------|--------|
| 1. ア アナリストレポートの配布 | イ 目論見書の配布 | ウ 表示事項 |
| 2. ア 電子メールの送信 | イ パンフレットの配布 | ウ 放送時間 |
| 3. ア ダイレクトメールの送付 | イ ファクシミリの送信 | ウ 放送方法 |
| 4. ア ラジオ放送 | イ 屋外広告物 | ウ 放送時間 |

(44) 金融商品販売業者等は、顧客に対し重要事項について説明をしなければならない場合においてそれをしなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責任を負う。この場合、(ア)が、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによって当該顧客に生じた損害の額と推定される。金融商品販売法のこの規定は、(イ)の特則である。金融商品販売業者等の損害賠償責任に関し、金融商品販売法に規定されていない事項については、(ウ)の規定が適用される。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------|
| 1. ア元本欠損額 | イ不法行為に関する民法の一般規定 | ウ民法 |
| 2. ア顧客が支払った金額 | イ債務不履行に関する民法の一般規定 | ウ金融商品取引法 |
| 3. ア元本超過損 | イ金融商品取引法の規定 | ウ民法 |
| 4. ア顧客が支払った金額 | イ不法行為に関する民法の一般規定 | ウ金融商品取引法 |

(45) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したとき等は、原則として、(ア)、内閣府令で定めるところにより、契約締結時交付書面を作成し、これを顧客に交付しなければならないとされている。内閣府令によれば、契約締結時交付書面には、「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」を記載しなければならないが、一般的に、担当部署名および電話番号の記載をした場合は、この方法を適切に記載(イ)。また、契約締結時交付書面に記載する「金融商品取引契約の概要」とは、契約締結前交付書面における「金融商品取引契約の概要」と同等の記載である(ウ)とされる。

- | | | |
|---------------|------------|--------|
| 1. ア契約の成立と同時に | イしたことにならない | ウ必要がある |
| 2. ア契約の成立と同時に | イしたものとされる | ウ必要はない |
| 3. ア遅滞なく | イしたことにならない | ウ必要がある |
| 4. ア遅滞なく | イしたものとされる | ウ必要はない |

(46) 商品先物取引については、(ア)において、契約締結前交付書面の交付義務が定められている。具体的には、商品取引員は、商品市場における取引等の受託を内容とする契約(受託契約)を締結しようとするときは、受託契約に基づく取引の額が当該取引について顧客が預託すべき(イ)の額に比して(ウ)旨、商品市場における相場の変動により顧客に生ずるおそれのある損失の額が(イ)の額を上回ることとなるおそれがある旨等を記載した契約締結前交付書面を交付する必要がある。

- | | | |
|-------------|---------|---------|
| 1. ア商品取引所法 | イ株券等 | ウ著しく大きい |
| 2. ア金融商品取引法 | イ預金等 | ウ小さい |
| 3. ア商品取引所法 | イ取引証拠金等 | ウ著しく大きい |
| 4. ア金融商品取引法 | イ株券等 | ウ大きい |

(47) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、顧客に対して、(ア)について断定的判断を提供して勧誘してはならないとされる。このような行為が違法行為となるのは、顧客が実際に勧誘に応じて商品を購入した場合に(イ)。

また、金融商品販売業者等が顧客に対して断定的判断の提供をした場合、当該顧客は、金融商品販売法に基づき、当該金融商品販売業者等に対して、それによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合、顧客は、金融商品販売業者等が断定的判断の提供を(ウ)について立証責任を負担する。

一方、事業者が消費者契約の締結の勧誘に際し断定的判断の提供をした場合、消費者契約法による契約取消しの対象となることがあり、契約が取り消された場合、事業者は(エ)を負担する。

- | | | |
|--------------------------|---------|------------------|
| 1. ア 有価証券の価格
エ 履行責任 | イ 限られない | ウ 行ったこと |
| 2. ア 不確実な事項
エ 履行責任 | イ 限られる | ウ 行ったことと損失との因果関係 |
| 3. ア 有価証券の価格
エ 原状回復義務 | イ 限られる | ウ 行ったことと損失との因果関係 |
| 4. ア 不確実な事項
エ 原状回復義務 | イ 限られない | ウ 行ったこと |

(48) 金融商品取引業者等は、一定の(ア)に関する顧客の注文について、最良執行方針等を定め、この最良執行方針等に従って注文を執行しなければならない。その執行後、顧客から、(イ)以内に、最良執行方針等に従って執行されたかどうか説明を求められたときは、注文に係る銘柄・数量や、執行した(ウ)その他執行の方法等を記載した最良執行説明書を、原則として顧客から求められた日から(エ)以内に交付しなければならない。

- | | | | |
|---------------|--------|----------|--------|
| 1. ア 有価証券の売買 | イ 3 カ月 | ウ 金融商品市場 | エ 20日 |
| 2. ア デリバティブ取引 | イ 1 カ月 | ウ 金融商品市場 | エ 30日 |
| 3. ア 有価証券の売買 | イ 2 カ月 | ウ 方法 | エ 15日 |
| 4. ア デリバティブ取引 | イ 20日 | ウ 方法 | エ 1 週間 |

(49) 金融商品取引業者等が、金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為は禁止されており、これに違反した者は、(ア)の対象となる。

金融商品取引業者等が、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為は禁止されており、これに違反した者は、(イ)の対象となる。

金融商品取引業者等が、有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について顧客に損失が生じた場合に顧客の損失を補てんする旨を約束することは禁止されており、これに違反した者は、(ウ)の対象となる。

1. ア 1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科
イ 業務改善命令または業務停止命令
ウ 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科
2. ア 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科
イ 業務改善命令または業務停止命令
ウ 業務改善命令または業務停止命令
3. ア 業務改善命令または業務停止命令
イ 1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科
ウ 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科
4. ア 1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科
イ 1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科
ウ 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科

(50) 民事調停の申立てを受理した裁判所は、原則として、調停委員会で調停を行う。調停委員会は、(ア) 1名および民事調停委員(イ)で組織され、(ア)は、(ウ)のなかから指定される。調停期日には、調停委員会が当事者双方の主張を聞き、当事者相互の譲歩を促し、実情に即した問題解決を図るべく調停の労をとる。事件の関係人が調停について裁判所の呼出しを受け、正当な事由なく出頭しないとき(エ)。

- | | | | |
|------------|--------|-------|-----------------------|
| 1. ア 調停主任 | イ 2名以上 | ウ 裁判官 | エ は、過料に処せられることがある |
| 2. ア 調停主任 | イ 2名以上 | ウ 検察官 | エ であっても、過料に処せられることはない |
| 3. ア 民事調停官 | イ 3名以上 | ウ 検察官 | エ は、過料に処せられることがある |
| 4. ア 民事調停官 | イ 3名以上 | ウ 裁判官 | エ であっても、過料に処せられることはない |